



それは 口コミ？ 広告？

ステルスマーケティングにご注意ください！

ステマの例

ステマには、事業者が第三者を装って自社商品などの肯定的な意見を掲載する方法や、第三者に利益を提供し、その事実を明かさずに自社商品などを高く評価してもらう方法などがあります。タレントや著名人などの影響力のある人がSNS（交流サイト）上で発信するなどしてステマに関わっている場合もあります。

こんな広告もステマです！

- 冒頭に「広告」と表示しているにもかかわらず、文中で「個人の感想」などと表示しているもの
- 広告である旨の表示が、大量のハッシュタグ（#）を付けた文章の中など、他の情報に紛れているもの
- 動画の中で、消費者が認識できないほど短い時間で広告である旨を表示するもの



ステルスマーケティング（以下、「ステマ」）とは、事業者が消費者に対して、広告であることを明らかにせず商品やサービスを宣伝することです。口コミや第三者の感想などを装った宣伝は、消費者の自主的で合理的な商品選択を妨げ、さまざまなトラブルの原因となります。10月1日から景品表示法によるステマの規制が始まり、違反した事業者は行政処分や刑事罰の対象となっています。

☎ 消費生活センター ☎ 624-4111

ステマにだまされないために

口コミのように見える場合でも、広告である旨の表示がないかよく確認しましょう。仮に個人の口コミであったとしても、それを書いた人にとってよい商品が、自分にとってもよいものとは限りません。ネット通販の商品レビューや著名人の発信などを安易に信用せず、複数の口コミを比べるなどして、慎重に判断しましょう。

トラブルに遭った場合や不安なことがある場合は、お気軽に消費生活センターに相談してください。